

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案に対するパブリックコメントの実施結果について

原子力安全対策課

原子力災害対策指針等の改正に加え、原子力防災訓練による教訓、避難時間のシミュレーション等を踏まえた鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案についてパブリックコメントを募集しました。

- 1 意見募集期間 平成26年2月27日（木）から3月12日（水）まで
- 2 応募者数 10名（意見数：延べ24件）
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
住民避難	事故が発生した時点で、避難を開始すべきである。特に子どもや妊婦さんは、先行避難できるようにして欲しい。	子ども、妊産婦等の要配慮者の避難に関しては、放射線の影響を受けやすいことから本計画においても十分配慮することとしています。 避難が必要となる地域やタイミング等は個別具体的な状況に応じて異なりますが、子ども、妊産婦等の要配慮者の避難が迅速・円滑に行われるよう対応してまいります。
要介護者の避難車両の確保	要介護者が避難するための緊急輸送車両の確保ができていないことが懸念される。	避難車両の確保については、避難元の社会福祉施設が保有している福祉車両を利用するほか、避難元以外の施設からも応援を求め、さらに福祉タクシー等を活用して確保に努めることとしています。また、国に対しても、避難に必要な手段の確保について、具体的な支援の仕組みの構築を要望しているところです。 なお、無理な移動により著しく健康状態が悪化するおそれのある避難行動要支援者については、放射線防護対策を実施した医療機関、社会福祉施設等での一時的な屋内退避も検討することとしています。
心のケア	避難元から避難先に避難した場合に、避難者の心（精神面）の避難は可能であるか。	避難の実施は精神的にも負担を伴うものであり、個々の避難者に応じたメンタルケアが必要と考えています。県では、国や市町村と連携し、きめ細かなケアを行うことができるよう努めてまいります。
長期の避難計画	避難期間が複数年に及ぶ場合も想定した対応策を具体化すべきである。	避難生活を支援する仕組みとして、国の原子力災害対策本部に原子力被災者生活支援チームが設けられ、関係省庁とともに生活環境の確保等を行うこととされております。県では、こうした国の取組みと連携し、市町村とともに被災者へのきめ細かい支援ができるよう努めてまいります。
原子力防災訓練	計画や部分的な訓練では原子力防災はできない。全員参加に近い訓練を実施す	事故発生時に速やかに避難等が行われるために訓練等を継続的に実施することは、計画の実効性を確保する上で重要であることから、本計画においても訓練計画を策

	ることを盛り込むべき。	定することや事後評価することなどを明記しています。 今後とも、関係者ととも、様々な状況に対応した訓練を順次行い、継続的に実効性向上を図ってまいります。
ペットとの同行避難	避難所へのペット受け入れについては、ペットとの同行避難ができるよう受入態勢を整備していただきたい。	ペットは家族の大切な一員であることから、本計画においては、災害の実態に応じて、飼い主によるペットとの同行避難の呼びかけを行うとともに避難所におけるペット飼育場所の確保に努めることとしており、市町村と連携して円滑な実施に取り組んでいきます。 なお、その他の事項については、地域防災計画（災害応急対策編（共通））に記載しております。
安定ヨウ素剤の配付	18歳未満の子どもと妊婦さんに対しては、全県で安定ヨウ素剤を配付できるよう準備態勢を確保していただきたい。	安定ヨウ素剤を予防服用することにより、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを低減することが可能であることから、UPZ圏内における安定ヨウ素剤の配布体制の整備を行っているところです。 なお、原子力規制委員会においてUPZ外におけるブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方に関して検討が行われることとされており、その結果を踏まえ必要な対応を検討してまいります。
	安定ヨウ素剤の備蓄について、避難経路の沿線上に分散して保管していただきたい。	安定ヨウ素剤は、米子市、境港市の一時集結所（47箇所）及び調剤拠点薬局（5箇所）並びに県立厚生病院（スクリーニング会場（10箇所）用）に分散して保管しており、国等の指示に基づき、住民の方に対して速やかに配布できるよう体制整備を行っています。
	安定ヨウ素剤の配布にあたり、薬事法の中に副作用についての責任を担保する規定が入っていないため、薬事法の改正を検討していただきたい。また、安定ヨウ素剤の個人購入についても検討していただきたい。	原子力規制庁策定の「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」において、緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用にあたっては、時間的制約等により医師が関与できない場合でも、薬剤師や市職員等が適切な方法で配布することが適当とされているため、国に対して法改正を要望することまでは検討しておりません。 また、安定ヨウ素剤は、災害対策等の緊急時を除き医師による処方が必要であることから、個人で購入いただくことは検討しておりません。
スクリーニング	スクリーニングが不十分な場合、避難そのものが放射性物質の拡散につながる。また、スクリーニングの実施により発生する汚染水の処理について検討していただきたい。	本県では、住民の方が避難区域等から避難される場合、主要経路沿いにスクリーニング会場を設け、スクリーニング及びスクリーニング結果に応じた除染を行うこととしています。また、当該場所でスクリーニングを受けていない方については、避難先地域内に設置する会場でスクリーニングを行うこととしています。 なお、スクリーニングの実施方法については、現在、

		<p>国において検討がなされているところであり、その結果を踏まえ必要な対応を検討してまいります。</p>
<p>モニタリングポストの設置</p>	<p>北西の風向きを考慮した場合、30km 圏外にもモニタリングポストを設置していただきたい。</p>	<p>鳥取県では、平常時から、U P Z 30km 圏外の大山町役場大山支所も含め県内 19 箇所（固定 9 箇所、可搬 10 箇所）で環境放射線測定を行い、その結果をリアルタイムでホームページに掲載しております。</p> <p>また、原子力災害時には、国の総括の下、緊急時モニタリング計画に基づき、可搬型モニタリングポストの追加、サーベイ車、モニタリング車による観測を行い、環境放射線モニタリングの監視を強化することとしています。</p> <p>【モニタリングポスト（固定）の設置場所】 境港市役所（境中央公園）、米子市立河崎小学校、南部町役場法勝寺庁舎、大山町役場大山支所、きらりタウン赤碕、日野振興センター、衛生環境研究所、木地山、鳥取県庁</p>
<p>飲料水の摂取制限</p>	<p>福島原発の事故時には首都圏で水の汚染が深刻だった。水に関する具体的な対策を盛り込むべきである。</p>	<p>緊急時モニタリングを行い、その結果により飲料水については、飲食物の摂取を制限する際の基準（O I L 6 : 放射性ヨウ素の場合は 300Bq/kg）を超えるものについては迅速に摂取制限を行うこととしています。</p> <p>また、被災者の生活の維持のため必要な飲料水等は、関係機関と連携して確保・供給することとしています。</p>
<p>放射線物質拡散シミュレーション</p>	<p>拡散シミュレーションを作成し、市民に公開していただきたい。また、シミュレーションは県の責任で行っていただきたい。</p>	<p>重大事故に至った場合の影響は複数の県域にまたがるものであり、国の責任において、専門的見地から放射性物質の拡散シミュレーションを行うことが必要と考えています。</p> <p>平成 24 年 12 月には、原子力規制委員会からシミュレーションデータの提供がなされ、同委員会のホームページにて一般に公開されていますが、当時 U P Z を導入していくに当たっての参考という位置づけであり、地形情報等も考慮されていないものであったことから、県では国に対し、原子力防災上の実用に供することのできるシミュレーション手法の開発とデータの提供を要望してきましたところ。引き続き、その実施を強く求めてまいります。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所事故後の原子力防災に係る法令、計画等の見直しにおいては、緊急時モニタリングの結果に基づき迅速に防護措置を判断するための仕組みが導入されており、本計画においてもその体制整備を進めることを記載しています。</p>
<p>その他の意見・要望等</p>	<p>「鳥取県地域防災計画」そのものが県民に周知されて</p>	<p>原子力防災については、鳥取県地域防災計画の内容とともに、原子力災害の特徴、放射線に関する基礎知識な</p>

	<p>いるとはいえないのではありませんか。</p>	<p>ど平常時からの普及啓発が重要と考えております。 今年度、新たに原子力防災に関するパンフレット、リーフレットを作成したところであり、これらの配布や原子力防災講演会、出前講座等の開催を通して、米子市、境港市と連携しながら周知を図ってまいります。</p>
	<p>島根原発で事故が起きた場合に、ベントをどのタイミングで行うのか明確にしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、留意させていただきます。 なお、このことについては、原子力規制委員会で審査が行われていますので、審査会合の状況を注視するとともに、意見の概要を中国電力にお伝えします。</p>
	<p>島根原発で竜巻をよける対策をとっているか。竜巻をよけることは不可能であるから、一日も早く廃炉にしていきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、留意させていただきます。 なお、このことについては、原子力規制委員会で風速100m/sの竜巻に対する施設の安全性について審査が行われていますので、審査会合の状況を注視してまいります。</p>

(参考)

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)

確率的影響のリスクを最小限に迎えるため、EAL、OILに基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)

放射性物質を含んだプルーム (気体状、粒子状の物質を含む空気の一団) 通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を実施する区域。